

医療DX推進体制整備について

当院では、令和6年6月1日からの診療報酬改定に伴い、医療DX推進体制整備加算の算定を行います。整備体制については、以下の通り対応致します。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診療を行う診察室又は処置室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
- 電子処方箋を発行する体制については、現在、協議中です。（令和7年3月31日までの経過措置）
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在、協議中です。（令和7年9月30日までの経過措置）
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所に掲示（以下のもの）しております。

